

富谷市市制施行10周年記念事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市が令和8年10月10日に市制施行10周年を迎えるにあたり、市、市民及び各種団体が実施する事業（以下「記念事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(記念事業の構成)

第2条 記念事業は、次の区分で構成する。

- (1) 特別事業 市が主催する市制施行10周年に関する新規事業
- (2) 冠事業 市が主催、共催又は後援する事業で、別に定める事業
- (3) 協賛事業 市民及び各種団体が主催する事業で、市長が承認した事業

(名義の使用)

第3条 記念事業の実施において使用する名義の名称は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度中に実施する事業 富谷市市制施行10周年記念（事業）

(記念事業である旨の記載)

第4条 記念事業の実施にあたり、ポスター、パンフレット及びチラシ等を作成する場合には、「富谷市市制施行10周年記念事業」等記念事業である旨を記載するものとする。

(広報等による周知)

第5条 記念事業の実施にあたっては、市広報紙、市公式ホームページ、市公式SNS等を活用し、広く周知に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、記念事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。